

「スターズファンド 2025（競走用馬ファンド） 会員募集のご案内」

匿名組合契約の締結前交付書面

（本書は、金融商品取引法第 37 条の 3 第 1 項及び
金融商品の販売等に関する法律第 3 条第 1 項に基づき、
本書記載の金融商品取引契約の締結に先立ち、
契約の内容を説明の上交付させていただくものです。）

競走馬への出資：匿名組合契約
会員規約

保存版

契約成立前（時）の交付書面

匿名組合契約（以下「本商品投資契約」といいます。）は、
契約成立後、本書面掲載の会員規約に則って運用されます。
出資契約が終了するまでの間、本書面を保存ください。

（登録番号：関東財務局長（金商）第 2629 号）金融商品取引業者
株式会社ノルマンディーオーナーズクラブ

会員の方は、愛馬会法人と「匿名組合契約」に則った商品投資契約を締結します。本書面には、契約に関する重要な事項が記載されておりますので、本書面の全てを必ず十分にお読みいただき、十分ご理解いただいた上で、その採否をご判断いただきますようお願い申し上げます。

本書面に基づきご案内させていただきます匿名組合契約の営業者が営む事業は、競走馬（愛馬会法人が組み合わせた競走馬を指します。以下本書面において同じとします。）を出走等させることにより運営される匿名組合事業に対する匿名組合出資です。

当該匿名組合出資持分は、競走馬の運用に係る収益及び当該競走馬の売却等により得られる利益の2.5%を原資として収益の配当及び元本の償還がなされる商品ですので、当該競走馬の成績、価額等の変動により損失を生ずるおそれがございます。

【ご注意点】競走用馬ファンドの手数料及びリスク等特徴について

◎手数料等の諸費用について

本書面に基づきご案内させていただきます本件取引に関する契約をご締結いただく場合には、以下の金額を本件取引に関する契約締結時にお支払いいただきます。

項目	内容
購入手数料	1口あたり1,100円（消費税込み） ただし、上限を3,300円（消費税込み）とする。 ※詳細は後述「5（6）」をご参照下さい。
営業者報酬	本商品投資契約は、商法第535条に規定される匿名組合契約に基づいており、匿名組合営業者の営業者報酬は、当該出資馬が獲得した賞金2.5%についての5.0%です（種牡馬売却に際しては別途規定となりますが、その他事故見舞金等並びに賞金に係わる手当のうち特別出走手当に対しては、営業者の報酬はいただきません）。※詳細は後述「14（2）」をご参照下さい。
運営管理報酬	運営管理報酬は、愛馬会法人の運営費等に充てられるもので、出資口数あたり事業年度（1事業年度未満の期間についても1事業年度に繰り上げる）毎に※購入価格の5.0%をお支払いいただくこととなります。※詳細は後述「5（1）」をご参照ください。

なお、会員の方の出資金支払いにつきましては、競走馬の代金に相当する当初出資金のほか、競走馬の維持費相当額等を追加出資する仕組みとなります。

このうち、当初出資金や募集予定口数並びに1口当りの募集価格については『スターズファンド2025 公式ホームページ』に明記しています。

追加出資等については、維持費出資金（後述5（2））、海外遠征出資金（後述5（3））にそれぞれ明記しています。

◎匿名組合契約に関する損失発生のおそれ

本書面にに基づきご案内させていただきます匿名組合契約における営業の対象は、競走馬の出走等を営業とする匿名組合契約出資（以下「クラブ法人出資」という。）をすることです。当該クラブ法人出資は、競走馬の出走による賞金に係る収益及び当該競走馬の売却により得られる利益のうち2.5%を原資として収益の配当及び元本の償還がなされる商品ですので、当該競走馬の成績、価額、競走馬の状況、市況の変動等により損失を生ずるおそれがございます。

◎競走馬によっては、馬体状況等により競走に出走することなく引退することがあり、また、出走した場合においても、競走成績不振により出資元本を上回る賞金を獲得できないことがあります。したがって、競走用馬ファンドは、収入の保証されているものではなく、また、会員の方が出資した元本の保証はありません。

◎競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6（書面による解除）の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度（契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除）はありません。また、契約成立から終了までの間、中途解約など契約の解除はできませんのでご注意ください。

◎会員が出資した出資馬の権利義務（以下「商品投資受益権」や「維持費出資義務等」といいます）は譲渡できません。また、会員名義の変更は、相続等による包括承継及び愛馬会法人がその裁量により認めた場合を除き行うことができません。

◎金融商品取引法第47条3により、顧客は、金融商品取引業者が内閣府令に基づいて提出した事業報告書を、業者の本店において縦覧することができます。

◎本商品投資契約の詳細につきましては、本書面掲載の会員規約に記載しています。また、競走馬の血統並びに飼養管理に係わる繋養先につきましては、「ノルマンディーオーナーズクラブ2024年産募集馬カタログ」に記載しています。両書面をよくお読みいただき、競走用馬ファンド及び本商品投資契約の特徴とリスクをご理解のうえ出資申込みをご検討ください。

◎本書面掲載の会員規約は、金融商品取引法第37条3に規定する『契約締結前の交付書面』並びに同法第37条4に規定する『契約締結時の交付書面』を兼ねるものです。会員規約に基づいて当該出資馬の運用等が行われますので、契約終了まで本書面及び「ノルマンディーオーナーズクラブ2024年産募集馬カタログ」を保存ください。出資する方法と契約の締結につきましては、出資申込書を郵送する等により出資申込を行い、出資申込書が愛馬会法人に到着した時点、あるいはインターネットからのお申込が完了した時点で契約が成立します。

出資契約成立後に愛馬会法人は、『契約締結時の交付書面』として出資会員の方に出資申込結果通知書を郵送通知し、この通知日をもって契約締結を確認します。

会員規約

スターズファンド（競走用馬ファンド）の契約にあたって《契約成立前（時）の交付書面》

発行：株式会社ノルマンディーオーナーズクラブ

（作成年月日：令和7年 8 月 31 日）

目 次

1	クラブ法人及び愛馬会法人	1	(2) 事業報告書の縦覧について	
	(1) クラブ法人		(3) 会員から出資された財産の所有関係	
	(2) 愛馬会法人		(4) 会員の第三者に対する責任の範囲	
2	会員から出資された財産の運用形態	1	(5) 出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失 分担に関する事項について	
3	愛馬会法人への入会	2	(6) 会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却 に伴う代金の受領権	
	(1) 入会資格と入会手続		(7) 匿名組合契約に基づく持分の内容	
	(2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約		14 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金から出費・拠出さ れる管理報酬及び手数料について	12
4	商品投資受益権の販売に関する事項	3	(1) 賞金からの控除	
	(1) 出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等		(2) 営業者の報酬	
	(2) 会員資格の喪失及び遅延利息の支払等		15 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額 への区分方法	13
	(3) 商品投資受益権の名称		16 競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払金の分配方法及び 分配時期に関する事項	14
	(4) 販売予定の口数及び募集価格		(1) 支払時期	
	(5) 販売単位		(2) 年次分配の内容	
	(6) 出資申込期間及び取扱場所		(3) 引退等の運用終了時の精算分配	
	(7) 本店の所在地等及び顧客が営業者に連絡する方法		(4) 適用除外（支払金の留保）	
5	愛馬会法人が会員から徴収する運営管理報酬、追加出資金 及び購入手数料等の徴収方法	5	17 運用終了（引退）時の支払について	14
	(1) 運営管理報酬		(1) 引退精算分配の金額の計算方法	
	(2) 維持費出資金		(2) 支払方法及び支払時期	
	(3) 海外遠征出資金		18 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期	15
	(4) 購入手数料		19 競走用馬ファンド（当該出資馬）に係る資産評価に関する 事項	15
6	匿名組合損益の帰属	6	20 計算期間に係る競走用馬ファンド（当該出資馬）の貸借対 照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人 の監査を受ける予定の有無	15
7	会員への利益分配額に対する課税方法及び税率	6	21 紛議について	15
	(1) 会員が個人の場合		22 商品投資契約に係る法令等の概要	15
	(2) 会員が法人の場合		23 愛馬会法人の本店において事業報告書を縦覧できる旨	15
8	匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項	6	24 賞品売却分配金の算出方法について	15
9	匿名組合契約（商品投資契約）の変更に関する事項	7	25 当該出資馬の海外遠征	16
10	匿名組合契約の解除に関する事項	7	26 地方入厩予定馬及び中央入厩予定馬の地方転籍について	16
	(1) 解約の可否及び買取りの有無		(1) 地方入厩予定馬と中央入厩予定馬	
	(2) 商品投資契約解除によるファンドへの影響		(2) 地方入厩予定馬の中央競馬の競走への出走について	
	(3) クーリングオフの制度について		(3) 中央入厩予定馬の地方転籍とその判断	
11	商品投資受益権の譲渡に関する事項	7	27 種牡馬となる場合について	17
12	会員から出資された財産の投資の内容及び方針に関する 事項	7	(1) 繋養先並びに売却価格等の決定について	
	(1) 商品投資の内容及び投資制限		(2) 種牡馬賃貸契約の概要について	
	(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流 動性に欠ける投資対象への投資の有無		28 個人情報取扱い及び利用目的の特定（プライバシーポリ シー）について	18
	(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無		29 運用業者に関する次に掲げる事項	18
	(4) 運用開始予定日について			
	(5) 運用終了予定日について			
	(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間			
	(7) 会員から出資を受けた財産の分別管理			
	(8) 匿名組合契約の終了事由			
13	商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の 範囲	9		
	(1) 商品投資販売契約の種類			

消費税率（10%）は本書面作成時のもので、法改正に応じて変更となります。

1 クラブ法人及び愛馬会法人

(1) クラブ法人

商 号：株式会社ノルマンディーサラブレッドレーシング

住 所：東京都台東区東上野 3-21-6 鈴やビル 3 階

代表取締役：岡田 将一

登録番号：関東財務局長（金商）第 2628 号

第二種金融商品取引業者

資本金：1,000 万円

主要株主：岡田将一、岡田壮史、岡田牧雄

事業目的：1. 競走馬の保有、育成販売及び競走参加

2. 商品投資販売業

3. 第二種金融商品取引による競走用馬ファ
ンドの匿名組合組成

4. 前各号に附帯する一切の業務

他に行っている事業：該当なし

設立年月：平成 23 年 6 月

過去の商号変更：なし

訴訟事件その他の重要事項：該当なし

適格請求書登録番号：T7010001141744

(2) 愛馬会法人（金融商品取引業者の概要）

商 号：株式会社ノルマンディーオーナーズクラブ

住 所：東京都台東区東上野 3-21-6 鈴やビル 3 階（本
店所在地・営業所所在地）

代表取締役：岡田 壮史

登録番号：関東財務局長（金商）第 2629 号

第二種金融商品取引業者

資本金：1,000 万円

主要株主：岡田壮史、岡田将一、岡田牧雄

行う業務内容及び方法の概要：有価証券の募集又は私募
愛馬会法人との間の匿名組合契約に基づく有価証券の募
集又は私募を行う業務

事業目的：1. 競走馬の保有、育成販売及び競走参加

2. 商品投資販売業

3. 第二種金融商品取引による競走用馬ファ
ンドの匿名組合組成

4. 前各号に附帯する一切の業務

他に行っている事業：該当なし

設立年月：平成 23 年 6 月

過去の商号変更：なし

加入している金融商品取引業協会の有無：有

加入している金融商品取引業協会の名称：一般社団法人

第二種金融商品取引業協会

対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無：有
対象事業者となっている認定投資者保護団体の名称：特
定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
訴訟事件その他の重要事項：該当なし

適格請求書登録番号：T1010001141741

2 会員から出資された財産の運用形態

顧客は愛馬会法人の運営する愛馬会に入会し、愛馬会
会員となります（以下「スターズファンド会員」または
単に「会員」という）。会員と愛馬会法人との間の匿名
組合契約及び愛馬会法人とクラブ法人との匿名組合契約
を通じて行われる競走用馬（または「競走馬」という）
への出資、運用、分配の仕組は、概略以下のとおりとな
ります。

① 会員は、愛馬会法人により予め選択された出資の
対象となる複数の競走用馬の総体に関し、愛馬会法
人との匿名組合契約に基づき、これに対応する出資
金を愛馬会法人に支払う。

② 愛馬会法人は、この出資金をもって競走用馬（本
書面においてその総体を「当該出資馬群」といい、
これに属する個々の競走用馬を「当該出資馬」とい
う。）を取得する。

③ 愛馬会法人は、クラブ法人との匿名組合契約に基
づき、当該出資馬群に属する当該出資馬を日本中央
競馬会（以下「JRA」という）及び地方競馬全国協
会（以下「NAR」という）に馬主登録のあるクラ
ブ法人に現物出資する。

④ クラブ法人は、当該出資馬を JRA 等の競走に出
走させることにより得られた賞金（※後述「13. (6)
会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の
売却に伴う代金の受領権①記載のとおり」）その他
収入から諸経費等を控除した額（本書面において経
費等を控除した額は「獲得賞金等分配対象額」とい
う。詳細は「14. (1) 賞金からの控除」に記載のと
おり。）を、愛馬会法人に対して分配する。

⑤ 愛馬会法人は、当該分配額の 2.5% からスターズ
ファンド会員としての出資口数に応じて各会員への
分配額を算出し、会員に対して分配する。

⑥ 会員は、競走用馬の購入代金に対応する出資金（以
下「競走馬出資金」という）のほか、維持費出資金
その他の会員規約に定める追加出資金を愛馬会法人
に対して支払う。

獲得賞金等分配対象額は、一定の基準（※後述「15.

分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算します。愛馬会法人は、この分配を年次において行い、会員に分配します。

獲得賞金等分配対象額のうち、JRA 等がクラブ法人に支払う賞金からは、源泉徴収が行われます（以下「JRA 等の源泉徴収」という）。また、愛馬会法人とクラブ法人との間の当該出資馬の現物出資は匿名組合契約で行われることから、クラブ法人から愛馬会法人に分配される際、匿名組合の利益分配に対して 20.42% が源泉徴収されます（以下「クラブ法人の源泉徴収」という）。

「JRA 等の源泉徴収」に伴う源泉所得税はクラブ法人に帰属し、また、「クラブ法人の源泉徴収」に伴う源泉所得税は愛馬会法人に帰属しますが、計算期間（※後述「12.（6）競走用馬ファンドの運用に係る計算期間」記載のとおり）終了後において、クラブ法人及び愛馬会法人の各々の決算にあたって上記各源泉所得税を精算し、クラブ法人が「JRA 等の源泉徴収」を、愛馬会法人が「クラブ法人の源泉徴収」を受けた場合には、このいずれの源泉所得税についても、源泉税精算相当額として愛馬会法人から会員に分配されるものとします。この分配は年次において行い、一定の基準（※後述「15. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分計算して会員に分配します（以下、上記獲得賞金等分配対象額からの分配と併せて「年次分配」という）。

当該出資馬について、やむを得ない理由により JRA 等の競走馬登録を断念せざるを得ない、あるいは JRA 等の競走馬登録を抹消する、などの事由で運用が終了する際に分配金のある場合には、愛馬会法人は引退時における分配を年次において行い、一定の基準（※後述「15. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法」記載のとおり）に従い出資返戻金と利益分配額に区分して会員に分配します（以下「引退精算分配」という）。

なお、分配は収入を得た場合に行われますので、「年次・引退精算」による各分配は、予定、保証されたものではありません。

愛馬会法人は、毎年 12 月末日までに、11 月 30 日を終期とする計算期間に係る会員への分配金・追加出資金・未分配利益の額等を算出した上これを通知します。

3 愛馬会法人への入会（新規に入会される方はよくお読みください）

(1) 入会資格と入会手続

募集馬に対して出資を希望する顧客については、まず、愛馬会法人に入会して会員資格を取得していただく必要があります。ただし、20 歳未満の者、成年被後見人、被保佐人、破産者、競馬法施行規則第 15 条の定め（競馬関与禁（停）止者、禁錮以上の刑に処せられた者等）に該当する者、暴力団関係者等のいわゆる暴力団等の反社会的勢力とみなされる者（「3. 愛馬会法人への入会（2）①」記載のとおり）は入会できません。顧客は、暴力団等反社会的勢力でないことを表明、確約します。また、顧客自らの事業目的に愛馬情報等を利用する蓋然性があると愛馬会法人が判断した場合、入会をお断りする場合があります。なお、いずれかの募集馬にご出資いただかないと、ご入会いただけません。そのほか、本書面記載内容を理解するに十分な日本語の素養がないと思われる方や、海外に居住する等の理由により、出資、請求、分配等に関わる愛馬会法人と会員間の通信事務が滞る恐れが生じる、もしくは愛馬会法人が行う源泉徴収において国内居住者と同様の整合性確保が難しいと判断される恐れのある場合、その他愛馬会法人の裁量により円滑な業務運営に支障を来す恐れがあると判断される場合なども入会をお断りすることがあります。

本書を熟読の上、以下に定める所定の手続きを行ってください。

本書面『スターズファンド 2025（競走用馬ファンド）会員募集のご案内』及び『スターズファンド 2025（競走用馬ファンド）出資に関するご注意事項』をよくお読み下さい。ホームページから『スターズファンド入会及び出資申込書』をダウンロード又は弊社へ請求の上、『本人確認書類』を添付（※運転免許証等のコピー）して、申込書に必要事項の記入等を行い、愛馬会法人に送付して下さい。

または、WEB 入会申込フォームより同様の手続きを行ってください。

会員資格が喪失する場合については、後述「4.（2）会員資格の喪失及び遅延利息の支払等」に記載しています。

(2) 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約

① 会員（顧客）は、現在または将来にわたって、次に掲げる反社会勢力のいずれにも該当しないことを

表明、確約します。

- ・暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関連企業、総会屋もしくは社会運動等標榜グループ
- ・特殊知能暴力集団等
- ・暴力団員でなくなつてから5年を経過していない者
- ・その他前記に準ずる者

② 会員（顧客）は、現在または将来にわたつて、前号の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な友好関係にある者（以下、「反社会的勢力等」という）と次に掲げる事項のいずれかに該当する関係がないことを表明、確約します。

- ・反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
- ・反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
- ・自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなどの目的で、反社会的勢力等を利用している関係
- ・反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
- ・役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係

③ 会員（顧客）は、自らまたは第三者を利用して次に掲げる事項に該当する行為を行わないことを表明、確約します。

- ・暴力的な要求行為。法的な責任を超えた不当な要求行為
- ・取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- ・風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を毀損し、業務を妨害する行為
- ・マナーロンダリング等の公序良俗に反する取引、及び不正、不法取引に利用する行為
- ・その他前記に準ずる行為

④ 会員（顧客）は、前各号のいずれかに反したと認められることが判明した場合及び、この表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合には、通知により会員資格を失効したとしても一切異議を申し立てることができません。また、これにより損害が生じた場合でも、一切会員（顧客）の責任とします。

⑤ 会員（顧客）が、会員資格を喪失した場合、愛馬会法人は、いかなる事由であっても、会員がすでに支払った出資金の返還を行わないものとします。

4 商品投資受益権の販売に関する事項

(1) 出資申込の方法並びに出資金等払込の期日及び方法等

① 出資申込の方法等

会員は、『スターズファンド入会及び出資申込書』を愛馬会法人に送付、あるいはインターネットよりお申してください。愛馬会へ会員が出資申込書を郵送し、これが到達した日、あるいはインターネットからのお申込が完了した日に当該時点において満口となっていないことを条件に、商品投資契約が成立します。

商品投資契約が成立した場合、愛馬会法人は会員に対して、

『出資申込結果通知書』

『ご請求書』を送付します。

※前述のとおり、『スターズファンド入会及び出資申込書』の郵送による愛馬会法人への到達、あるいはインターネットからのお申込の完了によって商品投資契約が成立することになりますので、契約締結時の交付書面として出資申込結果通知書を愛馬会法人、会員が各1通保存します。なお、契約締結日は、愛馬会法人へ会員が入会申込書及び出資馬申込書を郵送しこれが到着した日、あるいはインターネットからのお申込が完了した日となります。

② お支払いの方法

送付した『ご請求書』に記載している後述「④『ご請求書』の記載事項」の金額を、出資の申込み（商品投資契約成立の日）から2週間以内に、愛馬会法人指定の銀行口座へ送金（振込手数料は会員負担となります）して下さい。領収書は発行いたしませんので、お振込手続時の控えを保管ください。

既に通常会員となっている方も前述の通り愛馬会法人指定の銀行口座へお支払い下さい（現在ご利用の自動振替はご選択できません）。

③ ご注意

本商品投資契約につきましては、出資元本の保証されたものではありません（※後述「13. (5) 出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担に関する事項について」参照）。また、契約成立から契約終了までの間、中途解約など契約の解除はできません（※後述「10. 匿名組合契約の解除に関する事項」参照）。また、当該出資馬の血統及び飼

養管理に係わる繋養先につきましては、『ノルマンディーオーナーズクラブ 2024 年産募集馬カタログ』に記載しています。入厩先の厩舎は変更になる場合がありますので、予めご了承ください。『スターズファンド 2025（競走用馬ファンド）会員募集のご案内』をよくお読みいただき、競走馬ファンドの特徴とリスクをご理解のうえ、出資をお申込みください。

④ 「ご請求書」の記載事項

i 基本的な記載項目

○競走馬出資金：

1口当りの募集価格については『スターズファンド 2025 募集のご案内』に明記しています。

ii 当該出資馬の2歳1月以降に出資する場合に付加する項目

○維持費出資金（飼養管理相当額）：

※後述「5.（2）維持費出資金」参照。

(2) 会員資格の喪失及び遅延利息の支払等

① 会員が、支払義務の発生している競走馬出資金、維持費出資金、運営管理報酬等について、愛馬会法人指定の納入期日までに支払いを履行しない場合、愛馬会法人は会員に対して、当該債務額に対して年率14.6%の割合による延滞利息の支払を求めます。また、愛馬会法人から会員に分配される予定の支払いは、保留・延期されます（後述「16.（4）適用除外（支払金の留保）」参照）。なお、かかる滞納が頻繁に繰り返される場合、あらたな出資申込みを受け付けかねる場合がありますのでご注意ください。

② 会員が、前項の納入期日から2ヵ月以上納入義務を履行しない場合には、同期間経過後の愛馬会法人からの書面による通知をもってその会員資格は喪失するものとし、さらに会員が有していた分配請求権並びに当該出資馬群に係る一切の権利も消滅するものとします（なお、会員から届け出られた住所が不正確であったために、又は住所変更の通知がなされなかった若しくは遅滞したために、通知が到達せず又は到達が遅れたときは、愛馬会法人は通知が遅れたことによる責任を負わず、当該通知は、住所が正確であった場合に当該通知が到達したと合理的に予想される時点又は日に到達したものとみなします）。この場合、当該出資馬群の商品投資受益権は愛馬会法人が承継します。会員が、次の事項に該当した場合、愛馬会法人はかかる会員を事前に催告すること

なく退会させることができ、また、退会させなかった場合においても、新たな出資申込みを受け付けない場合があります。

・後述「13.（4）会員の第三者に対する責任の範囲」の記載内容に違反した場合

・愛馬会法人、クラブ法人と、あたかも密接な係わり合いのあるよう公表し、事業目的に利用するなどの迷惑行為をした場合

・愛馬会法人が会員に提供する物品及び記念品などを転売目的で公にするなどし、愛馬会法人及び、物品提供元のある場合はその提供元などに対して迷惑行為をした場合

・愛馬会法人以外の関係各所に、みだりに訪問するなど迷惑行為をした場合

・愛馬会法人が会員に貸与しているホームページ等の会員個々のユーザーID、パスワードを公表漏洩し、不正使用と認められた場合

・配布物、ホームページ等、愛馬会法人に権利が属するものを無断に複製・転載等した場合

・愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬及びそれらの関係者に対して、公共の媒体（テレビ、ラジオ、インターネット、雑誌等、個人で発信することができる媒体（SNS・動画共有サービス・ブログ等））または公の場にて、誹謗中傷と受け取れる内容の発言等を行い、社会的評価を低下させ、愛馬会法人及びクラブ法人に不利益を及ぼし、あるいはその可能性が生じた場合

・メールや電話等で愛馬会法人、クラブ法人、当該出資馬及びそれらの関係者に対する迷惑行為をした場合

・支払の停止、私的整理手続き又は破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始若しくは特別清算手続開始の申立があった場合、さらに、会員の愛馬会法人に対する商品投資契約に基づく債権その他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送された場合

・会員が、前述「3.（2）」に該当した場合

・上記の他、公序良俗に反する行為を行う場合

③ 会員が、継続して1年以上にわたり有効な商品投資受益権を所有しない場合で、会員資格継続の明確な意思表示が得られない場合、愛馬会法人は、当該会員が退会したものとみなすことができます。

(3) 商品投資受益権の名称

本書面『スターズファンド 2025 (競走用馬ファンド) 会員募集のご案内』をご覧ください。

(4) 販売予定の口数及び募集価格

『スターズファンド 2025 募集のご案内』をご参照ください。

募集口数は各 250 口で募集しております。なお、1 口あたりの純資産額及び純損益額は、当該商品投資受益権に係る純資産額及び純損益額を、それぞれ、出資口数で除して計算されます。

(5) 販売単位

当該出資馬群の 2.5% を 250 口に分割し、愛馬会法人は、当該出資馬群について 1 口単位で販売しています。なお、当該出資馬群の残り 97.5% については出資馬毎に、愛馬会法人及びクラブ法人が別途定める「2024 年産募集馬会員募集のご案内」に基づき同規約の定めに従い販売しています（以下、同規約の会員を「通常会員」といいます。）。

(6) 出資申込期間及び取扱場所

① 申込期間

『スターズファンド 2025 募集のご案内』の募集開始日から、競走馬登録を申請する時点、募集口数が満口になった時点、又は愛馬会法人が指定する募集終了日時のいずれかの早い日までとします。

② 申込取扱場所

お申込みは、愛馬会法人の『スターズファンド専用お問い合わせ』（※後述（7）参照）において営業時間内に受け付けています。また、別途定められた指定期間内に、愛馬会法人に『スターズファンド入会及び出資申込書』を郵送でお申込みください。

インターネットでは、出資申込フォームにて随時受け付けておりますが、営業時間が過ぎている場合には、出資契約締結のご案内が翌営業日以降となりますので、ご注意ください。

(7) 本店の所在地等及び顧客が営業者に連絡する方法

本店所在地並びに専用お問い合わせ電話番号は以下のとおりです。顧客が営業者（愛馬会法人）に連絡する方法等については、訪問もしくは電話連絡の方法により、東京本店において受け付けます。

本店：〒110-0015

東京都台東区東上野 3-21-6

鈴やビル 3 階

TEL.03-3527-2427

（天災事変、疫病等の不可抗力等により電話受付を休

止させていただく場合がございますので、公式ホームページのお知らせをご確認ください。）

5 愛馬会法人が会員から徴収する運営管理報酬、追加出資金及び購入手数料等の徴収方法

(1) 運営管理報酬

運営管理報酬は、愛馬会法人の運営費等に充てられるもので、出資口数あたり事業年度（1 事業年度未満の期間についても 1 事業年度に繰り上げる）毎に購入価格の 5.0% をお支払いいただくこととなります。尚、当該出資馬の引退により年次で減額します。

運営管理報酬のお支払い方法は、当該事業年度後最初に到来する 3 月末日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に年次分配の支払額から控除する方法とします。

(2) 維持費出資金

維持費出資金は、当該出資馬群の運用において生じる飼養管理に要する費用（育成費・厩舎預託料・各種登録料（G I レース等の追加登録料を含む）・治療費・輸送費等。以下これらを総称して「維持費」という）に相当するものです。

会員は、2 歳 1 月 1 日から、当該経費の負担義務が生じますので、次の方法により追加出資します。

- ① 会員は、クラブ法人の維持費出費に備え、当該出資金の初回金として、1 頭当月額 70 万円の 3 頭分 210 万円の 2.5%（52,500 円）について、年間分 63 万円の金額を出資口数に応じて按分してこれを年度毎の負担額（1 口分・3 頭の場合は合計年間 2,520 円）とし、(1) 前年 12 月 27 日までに年度負担額の 2 分の 1（1 口分・3 頭の場合は 1,260 円）、(2) 6 月 27 日までに年度負担額の 2 分の 1（1,260 円）を出資します。

第 1 回の支払については、出資金のお支払時に愛馬会法人指定の銀行口座への送金（振込手数料は会員負担）により支払うものとします。領収書は発行いたしませんので、お振込手続時の控えを保管ください。以降は、自動振替の方法によって支払います（ただし、会員本人名義の口座に限る）。

- ② クラブ法人は、毎月生じる維持費を前述①で会員の納入した維持費出資金を原資として愛馬会法人が出資した出資額の内から出費します。①で会員の納入した維持費出資金が 52,500 円を下回った場合には、クラブ法人がその不足額につき一時

的に立て替えて出費します。会員は、その翌日より、当該立替により減じた維持費出資金が52,500円に戻るよう、52,500円に対する不足額を出資口数に応じて追加出資します。したがって、会員が支払う維持費出資金の追加出資額は、一定ではなく変動します。

当該出資馬2歳の6月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）から自動振替を開始させていただきます。通常会員も口座振替手続きが再度必要です。ただし、前年度のスターズファンド会員ですでに口座振替手続きが済んでいる場合は、再度手続きする必要はありません。

- ③ 初回金の1頭当たり70万円の2.5%のうち1ヵ月分は、出資馬が引退・運用終了する際に、会員への返金対象として年次により分配します。

なお、会員が当該出資馬に2歳1月に到達した月以降に出資申込みをした場合であっても、2歳1月分からの維持費出資金は遡及して、会員に負担していただくこととなります。

なお、クラブ法人が出費する維持費には、特別登録料（GIレース等の追加登録料を含む）、手術代金、輸送費（引退退厩時を含む）、売却先決定に至る間の繁養経費等の売却経費（引退に際してサラブレッドオークションを利用することにより売却する場合の経費等については、「12.（5）④サラブレッドオークション利用による売却」を参照）、会員・調教師等に供する写真代金等の優勝記念品代金等、馬主慣行に則った経費及び、ファンド収益を目的に支出した諸経費の一切が含まれます。

（3）海外遠征出資金

当該出資馬が海外における競走に出走（以下「海外遠征」という）するために生じた、輸送費、検疫・輸送等の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費の2.5%について、会員は、これを出資口数に応じて負担する義務があります。この経費を賄うため、海外遠征以前に概算による費用見込み額を、愛馬会法人所定の指示に従って、会員は追加出資します（※詳細については後述「25. 当該出資馬の海外遠征」を参照）。

（4）購入手数料

購入手数料は、申込み時に1口あたり1,100円（消費税込み）をお支払いいただきます。尚、上限を3,300円（消費税込み）といたします。※購入口数は最大各

10口までとします。

6 匿名組合損益の帰属

クラブ法人は、計算期間末に匿名組合契約に係る損益計算書を作成します。当該損益計算は、賞金等の収入から厩舎預託料、進上金、営業者報酬等の費用を控除して、利益あるいは損失を算出します。算出された匿名組合損益は、出資馬に対する出資口数の割合に応じ会員に帰属します。

7 会員への利益分配額に対する課税方法及び税率

（1）会員が個人の場合

個人会員（愛馬会法人の個人会員）の「2. 及び14.（1）」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配額となる金額は、雑所得として他の所得と合算され通常の所得税率により総合課税されます。（分配の際に源泉徴収の対象となり徴収された所定の所得税（20.42%）は、確定申告時に精算となります。）また、計算期間中に当該出資馬の匿名組合契約から生じた損失金は、次の計算期間以降に生じた利益により填補されるまで繰越します。したがって、他の出資馬の匿名組合契約から生ずる利益に対する必要経費に算入することはできません。ただし、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に生じた損失金は雑所得内で損益通算が可能です。なお、雑所得は他の所得とは損益通算できません。

（2）会員が法人の場合

法人会員（愛馬会法人の法人会員）の「2. 及び14.（1）」で定める獲得賞金等分配対象額のうち利益分配額となる金額は、法人税の課税所得の計算上、益金の額に算入し、通常の法人税率により課税されます。また、期末における当期損益分配額が損失の場合、当該損失金は当該法人会員の課税所得の計算上損金の額に算入されます。

当該出資馬の匿名組合契約が終了した際に利益分配額として受け取った金額は、益金として通常の法人税により課税されます。一方、当該出資馬の匿名組合契約が終了した際の損失金については、法人税の課税所得の計算上、損金の額に算入されます。

8 匿名組合契約（商品投資契約）期間に関する事項

当該出資馬群の匿名組合契約期間は、会員と愛馬会法

人との商品投資契約成立日から、当該出資馬群に属する全ての競走用馬の運用終了後、愛馬会法人から会員に請求するうえで最終となる維持費出資金等追加出資金の納入、及び愛馬会法人から会員に支払う引退精算分配等(後述「16. (3) 引退等の運用終了時の精算分配」参照)に係る最終の引退精算金等の分配の、双方の支払いが完了した期日までとなります。当該出資馬群の匿名組合契約は、上記の「双方の支払いが完了した期日」をもって解除するものとします(運用終了については、後述「12. (5) 運用終了予定日について」参照)。

9 匿名組合契約(商品投資契約)の変更に関する事項

当該出資馬の商品投資契約は、当該契約が終了するまで本書面に記載する事項の内容が適用されますが、仮に、記載事項の内容について変更しなければならない事態が生じた場合には、愛馬会法人は、会員様専用マイページ上で変更内容を開示の上、原則として会員に対して同意を得た上で変更を行います。但し、変更が会員の一般の利益に適合するとき又は契約をした目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性及び変更内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるときは、事前に会員様専用マイページ上で変更する旨、変更内容及び効力発生時期を開示することにより、会員の同意を得ることなく変更することができるものとします。また、現在適用になっている法律の改正及びその他新たな法律の適用を受けることになった場合においては、その法律が優先される為、記載事項の内容について、会員様専用マイページ上であらかじめ変更内容を開示することにより、会員の同意を得ることなく変更できるものとします。

10 匿名組合契約の解除に関する事項

(1) 解約の可否及び買取りの有無

当該出資馬の匿名組合契約が終了するまで、中途解約、契約解除はできません(配当金分配事務の不履行など、愛馬会法人が著しい義務の不履行を行った場合を除く)。これに違反した場合、会員資格の喪失(※前述「4. (2) 会員資格の喪失及び遅延利息の支払等」参照)となりますのでご注意ください。出資にあたっては、十分にご検討のうえ出資してください。また、愛馬会法人は、商品投資受益権の買取申出は一切受け付けません。

(2) 商品投資契約解除によるファンドへの影響

会員資格喪失などにより、万が一多数の商品投資契約解除があった場合でも、当該出資馬群の運用に影響はありません。

(3) クーリングオフの制度について

競走用馬ファンドは金融商品取引法第37条6(書面による解除)の適用を受けず、本商品投資契約にクーリングオフ制度(契約成立直後の一定期間内における無条件契約解除)はありません。ただし、愛馬会法人がやむを得ないと判断した場合は、当該契約の解除を認める場合があります。この場合、会員は出資契約が成立した日から原則5日以内に愛馬会法人が定める方法にて契約解除を希望する旨を通知します。かかる契約解除が頻繁に行われる場合など、愛馬会法人は、当該会員に対して新たな出資申込を受け付けかねる場合があります。

11 商品投資受益権の譲渡に関する事項

会員は、会員資格並びに商品投資契約上の地位または商品投資契約上の権利義務を、会員が愛馬会法人に事前に通知することによる相続、遺贈、その他これらに準ずる譲渡をする場合もしくは愛馬会法人に譲渡(ただし、無償放棄となり、前述「10. (1) 解約の可否及び買取りの有無」が適用となります。)する場合を除き、第三者に譲渡することはできません。また、商品投資契約上の地位または商品投資契約上の諸権利を、第三者に対し、質入、その他担保設定することはできません。ただし、会員名義の錯誤訂正等に愛馬会法人は、応じる場合があります。

12 会員から出資された財産の投資の内容及び方針に関する事項

(1) 商品投資の内容及び投資制限

会員から出資された財産は、金融商品取引業等に関する内閣府令第7条4ニ記載の競走用馬投資関連業務の規定に基づき、競走用馬(競馬法第14条及び第22条に基づき、JRAもしくはNARが行う登録を受け又は受けようとする競走用馬)に限定して投資を行います。

(2) 借入れ、集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

① 借入れについて

当該出資馬群の運用に伴う預託料等の費用の

2.5%は、会員から出資される維持費出資金で充当します。会員から出資された維持費出資金で賄えない超過額が発生した場合、及び見込むことが困難な出来事に伴う費用については、一時的に愛馬会法人等から資金を借入れることによって補い、最終的な費用負担は当該匿名組合の損益計算を通じて、会員に帰属しますので、会員に対して負担を求めることとなります。

② 集中投資、他の商品ファンドへの投資及び流動性に欠ける投資対象への投資の有無

クラブ法人は、JRA 等から支払われた賞金等を活用して、別のファンド等への投資は一切行いません。また、愛馬会法人においても利益分配額、出資返戻金を活用して別のファンド等への投資は一切行いません。

よって、利益分配額、出資返戻金については、会員に対して支払うまでの間、銀行等の金融機関へ預託し、適切な資金管理を行います。

(3) 当該出資馬の繰上げ運用終了の有無

当該出資馬は、馬体状況、競走成績及びその他の事由により、当該出資馬に係る運用終了日が繰上がる場合があります。

(4) 運用開始予定日について

当該出資馬の運用開始予定日は、2歳到達時（1月1日）とします。

(5) 運用終了予定日について

① 運用終了

愛馬会法人は、当該出資馬群をクラブ法人に現物出資します。現物出資された当該出資馬は、馬体状況及び競走成績等を考慮し、クラブ法人が当該出資馬の所有権に基づいて、JRA または NAR の競走馬登録の抹消、並びに競走馬登録されていない当該出資馬についての登録をしないことの変更手続を判断し手続きします（次の②に掲げる「種牡馬賃貸契約」の場合を除く）ので、当該出資馬群及び当該出資馬に係る運用終了予定日は未定です。これらの競走馬登録抹消等の時期において、JRA の競走馬登録抹消後に NAR に競走馬登録をしない場合を含めて、クラブ法人は、愛馬会法人と会員との間で交わされた匿名組合契約の解除または継続を判断します（本書面において匿名組合契約の全部又は一部解除を「引退」又は「運用終了」という）。

なお、当該出資馬に係る第三者に対しての債権債

務が確定していない場合は、当該債権債務が確定した期日をもって当該出資馬に係る運用終了日とします。

② 牡馬（去勢馬を含む）の場合

引退期限の定めはありません。当該出資馬の引退後における第三者等への売却もしくは無償供与等についてはクラブ法人が判断します。

なお、当該出資馬が種牡馬賃貸契約として供されることとなった場合には、種牡馬の賃貸収入を原資とする収益が数年にわたり会員に支払われる場合があります（後述「27. (2) 種牡馬賃貸契約の概要について」記載のとおり）。よって、この場合の「運用終了」とは、上記賃貸収入が最後に会員に支払われ、同賃貸契約が終了した時として読み替えるものとします。また、この場合は、競走生活終了と同時にクラブ法人は愛馬会法人に当該出資馬を現物出資契約書記載のとおり現物で返却しますので、当該種牡馬賃貸契約の貸主は愛馬会法人となります。

③ 牝馬の場合

当該出資馬が牝馬の場合には、6歳3月末を引退期限としますが、馬体状況及び競走成績等を考慮し当該出資馬に係る運用終了日を延長する場合があります。

④ サラブレッドオークション利用による売却

当該出資馬の引退・運用終了に際してクラブ法人は、サラブレッドオークション（以下「オークション」という）に出品して売却する場合があります。オークションへの出品要領については概略以下のとおりとなります。

オークションは毎週日曜日と木曜日に開催され、落札馬の売却代金はオークション終了後、原則5日以内（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に決済されます。

入金確認をもって当該馬の所有権は落札者に移転します。繋養経費についてはオークション終了の翌日分までが売主負担となり、翌々日より退厩日までが買主負担となります。

落札価格に消費税を加えた金額が売却代金となり、かかる売却代金からオークション事務局に支払う売却手数料（売却代金の5%相当額。消費税込み。ただしこの一部である1%相当額は、後述「14. (2) ②」に記載のとおり愛馬会法人の営業者報酬となります）、銀行振込手数料等が控除され入金を受けま

す。

(6) 競走用馬ファンドの運用に係る計算期間

当該出資馬の計算期間は、毎年12月1日（初年度については運用開始日）に始まり翌年11月30日に終了するものとし、毎年11月30日を決算日とします。したがって、12月1日から11月30日までに出走した場合の賞金等に係わる分配金は、当計算期間（当年の所得計算）に帰属します。ただし、計算期間末の11月に抹消引退となった競走馬の引退精算分配並びに後述「16.（2）年次分配の内容」に記載の11月21日から11月30日の間に地方競馬及び地方競馬指定交流競走に出走した場合の賞金については、収入費用の確定する12月（翌計算期間）に属することとなり、翌計算期間に帰属するものとします。

その他、費用収益が確定していない事項については、費用収益が確定した時期の計算期間に帰属するものとします。

(7) 会員から出資を受けた財産の分別管理

金融商品取引法第40条の3及び内閣府令第125条に従い、事業者の財産と会員の出資財産とを分別管理するため、営業者（愛馬会法人及びクラブ法人）は、それぞれの固有の財産（営業者口座にて管理）と顧客から出資された財産（ファンド運用口座にて管理）を分別して適切に管理します。

○愛馬会法人の営業者口座

北洋銀行 静内支店 普通預金 3156828

口座名義人 株式会社ノルマンディーオーナーズ
クラブ

代表取締役 岡田 壮史

○クラブ法人の営業者口座

北洋銀行 静内支店 普通預金 3156839

口座名義人 株式会社ノルマンディーサラブレッド
レーシング

代表取締役 岡田 将一

※愛馬会法人およびクラブ法人の上記の口座は、振込先口座ではありませんのでご注意ください。

(8) 匿名組合契約の終了事由

匿名組合契約は以下の場合に終了します。

- ① 「10. 匿名組合契約の解除に関する事項」に基づき匿名組合契約が解除された場合

- ② 「12.（5）運用終了予定日について」の各規定に基づき運用が終了した場合

13 商品投資販売契約等の種類並びに会員の権利及び責任の範囲

(1) 商品投資販売契約の種類

商法（明治32年法律第48号、以降の改正を含む）第二篇第四章第535条により規定された匿名組合の契約形態であって、会員が匿名組合員となり営業者（本書面において「愛馬会法人」という）に出資し、愛馬会法人が行う営業から生じる利益を匿名組合員（本書面において「会員」という）に分配することを約束する契約です。

(2) 事業報告書の縦覧について

金融商品取引法第47条の2に基づき、金融商品取引業者（クラブ法人及び愛馬会法人）が内閣府令に基づき内閣総理大臣に提出する事業報告書は、事業年度終了4ヵ月後から1年間の間縦覧することができます。縦覧を希望する顧客（会員に限らず広く一般が対象となります）は、3営業日前に通知したうえで、通常の営業時間中に愛馬会法人の本店にて行います。

(3) 会員から出資された財産の所有関係

会員から出資された財産により取得した競走用馬の所有権は、商法第536条の規定に基づき愛馬会法人に帰属します。愛馬会法人は、当該出資馬群に属する競走用馬を、愛馬会法人とクラブ法人との間の匿名組合契約に基づき、JRA等に馬主登録のあるクラブ法人に対して現物出資を行うことによって所有権がクラブ法人に移転します。これに伴いクラブ法人は、当該出資馬群の飼養管理、JRA等への競走用馬としての登録、当該出資馬を預託する調教師及び出走する競走（地方指定交流競走、海外の競走を含む）の選択、当該出資馬の引退手続及び引退後の第三者等への処分（※前述「12.（5）運用終了予定日について」参照）を行うものとします。

(4) 会員の第三者に対する責任の範囲

当該出資馬群の会員は、組合員として匿名組合契約に基づき出資した資金、同契約に基づく出資義務及びそれより得られた利益の範囲内で愛馬会法人の行為に基づく責任を負うことになります。

また、当該出資馬群に出資した会員は、愛馬会法人の経営及び運用管理に参加することはできません。

なお、会員は当該出資馬群の出資者であるが故を

もって当該出資馬について競馬場の馬主席やトレーニングセンターへの入場等馬主行為を行ったり、当該出資馬について調教師、調教助手、騎手、厩務員等と接触したりすること及びJRA等の厩舎地区に立ち入ることはできません。当該出資馬に関しての問い合わせ等は、必ず愛馬会法人を通じて行うものとします。

(5) 出資された財産が損失により減じた場合の会員の損失分担及び各種出資金の納入義務に関する事項について

獲得賞金等分配対象額に含まれる出資返戻金の合計額の2.5%が、当該出資馬群に出資した元本を下回る場合があります、この場合、会員が出資した元本の全額は戻りませんので、本商品投資契約は元本が保証されたものではありません。

また、競走用馬によっては、馬体状況等により、競馬に出走することなく引退してしまうこともあるため、収益が保証されているものでもありません。

なお、当該出資馬に関する会員の損失負担は2歳1月1日より発生します。従って、2歳1月1日到達前に当該出資馬が死亡もしくは競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により当該出資馬の運用を終了し、これに伴い当該出資馬に係る匿名組合契約を終了することになった場合には、当該出資馬の競走馬出資金及び維持費出資金は、会員に対して全額返金されます。

当該出資馬が2歳1月1日以降においては、死亡、競走能力を喪失した事態を含めて、何らかのやむを得ない事由により当該出資馬に係る匿名組合契約を終了することになった場合、当該出資馬の競走成績の如何に関わらず、またいかなる場合（天災事変、疫病等の不可抗力、第三者の帰責事由その他の理由により競馬開催もしくは個別の競走が中止となった場合を含む）であっても、当該出資馬の競走馬出資金、維持費出資金等その他愛馬会法人に納入済みの一切の金額は会員に対して返金致しません。

(6) 会員から出資された財産に関する収益及び出資馬の売却に伴う代金の受領権

以下に定める受領権は当該利益の2.5%となり、当該出資馬の競走馬出資金を納入された会員がその出資口数に応じて所有します。

① 賞金等に関して会員が有する受領権

会員が賞金に関して有する本契約上の権利（以下「受領権」といいます。）は、クラブ法人が馬主として当該出資馬を競馬に出走させて得た本賞金、距離

別出走奨励賞、内国産馬所有奨励賞、付加賞、出走奨励金および特別出走手当の合計額（本書面において「賞金」という）から、JRA等からの賞金交付時に係る源泉所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税、進上金、消費税、クラブ法人営業経費（営業者報酬）の各項目の合計額、及び愛馬会法人が会員に利益の分配を行う際の源泉所得税を控除した金額を計算した上、算出された利益の2.5%について発生します。ただし、JRA等からの賞金交付時に係る源泉所得税（※後述「③ iv」参照）、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税（※後述「③ v」参照）及び消費税（※後述「③ vi」参照）は、クラブ法人及び愛馬会法人が精算又は還付後に会員に分配する方法により、次の②に掲げる、JRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金及び消費税精算金として分配されるため、会員に受益権があります。

また、サマーマイル、サマースプリント、サマー2000等、シリーズに係わる褒賞金、同一年度にJRAが定める競走に優勝した馬に対する褒賞金、有馬記念における褒賞金、海外の競走に出走する馬に対する褒賞金及び、NAR主催のグランダム・ジャパンのボーナス賞金など、競馬主催者または競馬統括組織による各種褒賞金等の交付を受けた際には、賞金分配と同様の方法により会員に分配されます。ただし、市場取引馬について、セレクトセール・プレミアムなど市場開設者から支給された重賞競走優勝等に係わる奨励金に類する金品についてはクラブ法人に帰属し、会員に受益権はありません。

なお、地方競馬の競走に出走する場合については、各競馬場ごとに独自の賞金体系となりますが、本項規定に準拠します。

② その他の受領権

会員が所有する前記①以外の受領権は、

- ・賞品売却分配金（消費税抜き。※後述「③ i」参照）
- ・事故見舞金（※後述「③ ii」参照）
- ・JRA源泉精算金
- ・クラブ法人源泉精算金
- ・競走取り止め交付金

（賞金にこれらを加えたものを本書面において「賞金等」という）

- ・競走馬登録抹消給付金、同付加金
- ・売却代金（※後述「③ iii a 及び b」参照）
- ・消費税精算金（※後述「③ vi」参照）の各項目の合計額を合算した額（本書面において「引退精算金」という）
- ・診療費補助金、装蹄費補助金、飼料価格高騰臨時給付金（※後述「③ vii」参照）

から必要となる経費等を踏まえて算出された利益について発生します（賞金及び本項のその他の受領権から診療費補助金、装蹄費補助金、飼料価格高騰臨時給付金を除いたものを本書面において「支払金」という）。

③ 注意事項

i 賞品売却分配金の算出について

クラブ法人が馬主として JRA 及び NAR の管轄する競馬主催者から取得した純金メダル、金製品、宝飾品等の賞品については、通常会員に対して売却した代金となります。かかる希望者が複数であった場合には、抽選もしくは入札方式とします。

ただし、10 万円以下（消費税込み）の比較的低価な賞品の交付を受けた場合や、冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品のほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状、及び優勝 DVD 等については、受領権はクラブ法人にあり、通常会員にも受領権はありません（※詳細については、後述「24. 賞品売却分配金の算出方法について」参照）。

ii 事故見舞金、競走馬登録抹消給付金・同付加金について

事故で一定期間出走できない場合、又は JRA の競走用馬としての登録を抹消する場合に交付を受けるものです。なお、休養に係る事故見舞金は、支給規程に定める休養期間以前に復帰・出走した場合、支給済みの金額の一部について返還を求められる場合があります。競走用馬ファンドでは、事故見舞金の交付を受けた時点では会員に分配を行わず、当該出資馬が休養期間等について支給規程の諸条件を満たすことを確認したことをもって会員に分配します。また、当該出資馬が支給規程に定める休養期限以前に復帰する場合には、返還金に係る精算手続きを完了した後、当初の交付金から当該返還金を控除した額を会員に分配します。

iii 当該出資馬の売却代金の算出

a 牡馬（去勢馬を含む）について、競走馬として第三者に売却ができた場合は、その売却代金（消費税抜き）を会員に分配します。ただし、サラブレッドオークション（「12. (5) ④」参照）で売却できた場合には、売却代金から売却手数料（5%）が控除された金額となります。

また、種牡馬となる場合には、その売却代金（種牡馬賃貸契約による場合の利益金を含む）の 60% 相当額を計算した上で算出された利益を会員に対して分配します（詳細については、後述の「27. 種牡馬となる場合について」を参照）。

b 牝馬については、当該出資馬の生産者（愛馬会法人に当該馬を提供した牧場。以後「生産（提供）牧場」という）等が買戻しを希望する場合、募集総額の 10% で生産（提供）牧場が買戻した代金（※ただし、消費税相当額を控除した額）となります。生産（提供）牧場が買戻しを希望しない場合は、第三者に売却ができた場合に、その売却代金（消費税抜き）を会員に分配します。ただし、サラブレッドオークション（「12. (5) ④」参照）で売却できた場合には、売却代金から売却手数料（5%）が控除された金額となります。

iv JRA 源泉精算金

JRA（NAR の管轄する地方競馬主催者の場合があります）が賞金支払時に控除した源泉徴収所得税額は、クラブ法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後の JRA 源泉税は、JRA 源泉精算金として、クラブ法人が愛馬会法人に支払い、支払いを受けた愛馬会法人は、同精算金を計算した上で算出された利益を会員に支払います（※後述「16. (2) 年次分配の内容」参照）。

v クラブ法人源泉精算金

クラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉所得税を控除した源泉徴収所得税額は、愛馬会法人の決算において法人税額に充当し精算します。精算後のクラブ法人源泉税は、クラブ法人源泉精算金として愛馬会法人を通じて同精算金を計算した上で算出された利益を会員に支払います（※後述「16. (2) 年次分配の内容」参照）。

vi 消費税精算金

匿名組合契約に係わる税務規定にしたがって、営業者（クラブ法人及び愛馬会法人）は、匿名組合員（会員）に代わって消費税を確定申告します。営業者は、賞金分配等に際して消費税を預かり、また、競走馬の購入・預託料等の維持経費について、牧場・調教師等に消費税込みの金額で支払いますので、会員は、消費税を含んだ金額で、競走馬出資金・維持費出資金を支払います。営業者は、確定申告を通じて消費税の精算をし、その結果として、会員は、競走馬の購入代金及び預託料等維持経費に係わる消費税の合計額について消費税精算金として分配を受けます。当該精算金に係る会員の分配請求権は、原則として運用終了の日の属する計算期間終了後の翌年3月末日に生じます（後述「16.（3）引退等の運用終了時の精算分配」参照）。なお、今後の税制改正並びに営業者の消費税申告において、競走馬の購入代金・預託料等の消費税が全額控除できなくなった場合など、営業者の申告内容が本項記載の内容と異なることとなった場合、当該精算金が減額もしくは分配対象ではなくなる場合があります。

vii 診療費補助金・装蹄費補助金等

中央競馬馬主相互会から診療費補助金及び装蹄費補助金等の各種補助金が支給されます。現役競走期間中に当該補助金が交付されている場合は、同補助金を計算した上で算出された利益は会員に受領権がありますが、運用終了・引退後に交付を受けた当該補助金については、愛馬会法人に受領権があるものとします。当該補助金は、当該出資馬に毎月生じる維持費と適宜相殺する方法により精算します。なお、飼料価格高騰臨時給付金の扱いについても本項 vii の規定を準用するものとします。

(7) 匿名組合契約に基づく持分の内容

匿名組合契約に基づく持分は、愛馬会法人とクラブ法人との間の匿名組合契約に基づく競走用馬の現物出資により得られた利益の配当を受けることができる権利です。

14 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金から出費・拠出される管理報酬及び手数料について

(1) 賞金からの控除

クラブ法人は、当該出資馬が競馬に出走して得た賞金等から、以下の項目のうち①及び②に掲げる額をJRA等により控除されて支払を受けます。

また、クラブ法人は、JRA等から支払われた金額から、以下の項目のうち③及び④に掲げる額を控除し、このうちから⑤の源泉徴収所得税を除いた額（獲得賞金等分配対象額）を愛馬会法人に支払います。支払を受けた愛馬会法人は、当該支払金額から、以下の項目のうち⑥及び⑦に掲げる額を控除して、その2.5%の金額を会員の出資口数に応じて支払います。

① 進上金

当該項目は、当該出資馬を管理する調教師、厩務員及び当該出資馬に騎乗した騎手に対して支払われるものであって、平地競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特別出走手当を除いた額）の20%、付加賞の5%をそれぞれ乗じた額が支払われます。

また、障害競走の場合は、賞金（ただし、付加賞及び特別出走手当を除いた額）の22%を、付加賞の7%をそれぞれ乗じた額が支払われます。ただし、騎手に関わる進上金のうち、外国人騎手（中央競馬の通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合については、後述「14.（1）⑧」参照。

② JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金額が75万円を超えた場合には所得税が課税されることとなり、JRA等が賞金から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

$$\{賞金 - (賞金 \times 0.2 + 60 \text{ 万円})\} \times 0.1021$$

※当該源泉税は、JRA源泉精算金として、クラブ法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

③ 消費税

当該項目は、当該出資馬が1回の出走につき得た賞金から、以下の計算方法により控除されます。

○消費税の計算式

$$(賞金 - 進上金 - 営業者報酬) \times 10/110$$

※1円未満は切り捨て。

※「10/110」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。

④ 営業者報酬（クラブ法人営業経費）

当該項目は、JRA 等から支払われた賞金（ただし、特別出走手当は除く）及び褒賞金の 3% の額を、クラブ法人営業経費として賞金から控除します。

- ⑤ クラブ法人が愛馬会法人に分配する際の匿名組合の利益分配に係る源泉徴収所得税

○源泉徴収所得税の計算式

クラブ法人が愛馬会法人に支払う利益分配額 × 0.2042

※当該源泉税は、クラブ法人源泉精算金として、愛馬会法人の決算において法人税額に充当精算後に年次分配します。

- ⑥ 愛馬会法人が匿名組合契約に基づく利益分配時に係る源泉徴収所得税

当該項目は、愛馬会法人が利益分配額を会員に支払う場合には所得税が課税されることとなり、愛馬会法人が利益分配額から源泉徴収所得税として控除します。

なお、源泉徴収所得税の計算方法は以下のとおりです。

○源泉徴収所得税の計算式

愛馬会法人が会員に支払う利益分配額 × 0.2042

- ⑦ 営業者報酬（愛馬会法人営業経費）

当該項目は、JRA 等から支払われた賞金（ただし、特別出走手当は除く）及び褒賞金の 2% の額を、愛馬会法人営業経費として賞金から控除します。

- ⑧ 外国人騎手の騎乗と「国外事業者進上金」について

消費税法改正により平成 28 年 4 月 1 日以降、国外事業者が日本国内で行う役務提供について、いわゆる「特定役務の提供」と位置づけること、並びにいわゆる「リバースチャージ方式による消費税の申告・納税」を実施することなどの仕組みが導入されました。外国人騎手（中央競馬または地方競馬の通年免許を付与されている外国人騎手を除く）が騎乗した場合の進上金（ここでは「国外事業者進上金」といい「特定役務の提供」に該当）にかかる消費税の申告・納付についても同規定が適用となりますので、JRA 等が賞金を馬主に支払う際や、クラブ法人が消費税の申告・納付を行う際などでは、本邦騎手が騎乗した場合と異なる事務対応が求められます。ただし、本項記載の分配作業並びに「13. (6) ③vi」に記載の会員が受領する「消費税精算金」の計算など、愛馬会法人が出資会員に対して行う分配等の事務作業については本書面記載のとおりとなり

ます。

- (2) 営業者の報酬

- ① クラブ法人の営業者報酬

- i 上記「(1) ④」記載のクラブ法人営業経費（特別出走手当を除く賞金及び褒賞金の 3%）
- ii 種牡馬売却手数料（売却代金の 40%）

- ② 愛馬会法人の営業者報酬

- i 上記「(1) ⑦」記載の愛馬会法人営業経費（特別出走手当を除く賞金及び褒賞金の 2%）
- ii 運営管理報酬（※前述 5. (1) 参照）
- iii 購入手数料（※後述 5. (5) 参照）、賞品売却に際しての事務手数料（※後述「24. 賞品売却分配金の算出方法について」参照）
- iv サラブレッドオークション（「12. (5) ④」参照）にて売却する場合において、売却代金から控除される売却手数料 5% のうちの 1% 相当額
- v 種牡馬賃貸契約の場合の手数料

15 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法

獲得賞金等分配対象額（※前述「14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金から出費・拠出される管理報酬及び手数料について」記載のとおり）及びその他の分配のうち、①の金額から②の金額を控除した金額を出資口数に応じて按分して各会員への出資返戻金とします。

- ① 賞金等（引退精算金を含む）獲得時における競走馬出資金及び維持費出資金、海外遠征出資金の累積出資金額（過去に出資返戻金があった場合は当該金額控除後の金額）

- ② 競走馬の賞金分配月の前月末簿価

なお、上記金額の計算方法は以下の通りです。

○競走馬の賞金分配月の前月末簿価の算出方法 競走馬の取得価格の算出

取得価格 = {(競走馬の募集価格 - 割引分) + 2 歳 1 月～3 月の預託料} × 100/110

減価償却累計額の算出

取得価格 ÷ 48 × (2 歳 4 月 1 日から賞金分配月の前月までの月数)

前月末簿価の算出

取得価格 - 減価償却累計額

※ 1 円未満は切り捨て。

※「100/110」は、本書面作成日現在の消費税率。税率変更とともに変更となります。

※分配月：金融機関営業日、非営業日に係らず当該月の月末

獲得賞金等分配対象額のうち、出資返戻金以外の金額は匿名組合契約に基づく利益分配額となります。

16 競走用馬ファンド（当該出資馬）の支払金の分配方法及び分配時期に関する事項

愛馬会法人は、支払金がある場合には、以下の年次分配、引退精算分配の方法により、当該支払金のうち、利益分配額（※前述「15. 分配に係る出資返戻金と匿名組合契約に基づく利益分配額への区分方法」記載のとおり）にかかる源泉徴収額を控除して、その2.5%について出資口数に応じて会員に支払います。したがって、年次分配、引退精算分配は、当該収入を得た場合であって、必ずしも予定されたものではありません。

(1) 支払時期

支払時期は、年次分配については、計算期間終了後の翌年3月末日とします。

また、引退精算分配については、当該出資馬の引退した日の属する計算期間終了後の翌年3月末日とします。

上記の支払は、いずれも当該計算期間終了後の翌年3月末日（金融機関休業日の場合は前営業日）に会員指定の金融機関口座（ただし、会員本人名義の口座に限る）へ振り込みます。また、原則として毎年6月と12月の15日までに会員に対して『ご請求とお支払金額について』を通知します。

(2) 年次分配の内容

当該計算期間内に出走により得た賞金、及びに受領した賞金以外の受領権に係る項目の獲得賞金等分配対象額は、当該計算期間終了後の翌年3月末日に会員に分配します。

賞金（※控除される内容など分配方法は前述「14. 競走用馬ファンド（当該出資馬）の賞金から出費・拠出される管理報酬及び手数料について」参照）及び、賞品売却分配金（消費税抜き）、競走取り止め交付金（天候悪化等により競走が取り止めまたは不成立となった場合に交付）は、年次分配の方法により分配します。

なお、賞金のうち、海外遠征による競走については、収入費用の確定した日の計算期間内に属することとなり、その計算期間終了後の翌年3月末日に分配します。地方競馬指定交流競走に出走する場合などで、11月

21日以降30日までに地方競馬の競走に出走した場合は、収入費用の確定する12月（翌計算期間）に属することとなり、当該翌計算期間終了後の翌年3月末日の分配となります。

また、当該計算期間内（12月1日から翌年11月30日）に出走して獲得した賞金に係る、JRA等からの賞金交付時に係る源泉徴収所得税、並びにクラブ法人が愛馬会法人に分配する際に係る匿名組合の利益分配に対する源泉徴収所得税は、それぞれJRA源泉精算金、クラブ法人源泉精算金として、当該計算期間終了後の翌年3月末日に会員に分配します。

年次分配における会員の分配請求権は翌年3月末日に生じ、分配金受取り時の計算期間の所得として扱われます。

(3) 引退等の運用終了時の精算分配

当該出資馬の引退・運用終了に際して、競走馬登録抹消給付金・同付加金、売却代金（消費税抜き。牝馬の場合に規定される買戻し売却代金を含む）、引退に係る事故見舞金、消費税精算金、及び運用開始にあたって会員が出資した維持費出資金の初回納付金の1頭当たり70万円の2.5%のうち1ヶ月分は、引退精算分配の方法により分配します。引退精算分配は、競走馬登録の抹消、競走馬の死亡といった引退事由の生じた日の属する計算期間末の事務計算により金額が確定し、金額が確定した翌3月末日に原則として分配が行われます。

(4) 適用除外（支払金の留保）

会員が、納入期限の到来した会費、競走馬出資金、維持費出資金、運営管理報酬並びにその他の競走用馬ファンドに係る追加出資金等が未納になっている場合は、当該会員に対する支払金の分配は留保します。完納後は、愛馬会法人所定の手続に従って会員に分配されます。

17 運用終了（引退）時の支払について

(1) 引退精算分配の金額の計算方法

愛馬会法人は、当該出資馬の引退時に、当該出資馬に係る引退精算分配に係る分配金がある場合には、当該精算金額を出資返戻金と利益分配額に区分し、出資口数に応じて算出し、当該算出額から利益分配額に対する源泉徴収所得税（20.42%）を控除して会員に支払います。

(2) 支払方法及び支払時期

愛馬会法人は、当該精算金額を原則として、当該出資馬の運用を終了することとなった日の属する計算期間終了後の翌年3月末日に出資口数に応じて分配します。

18 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期

愛馬会法人は、金融商品取引法第42条の7の定めに従って、運用報告書として、当該出資馬の運用状況、獲得した賞金等に関わる『出資金・分配金の計算書』及び必要に応じてその補助明細書を、原則として毎年6月と12月の15日まで(前年12月から5月の運用状況を6月、6月から11月までの運用状況を12月)にそれぞれ報告します。

19 競走用馬ファンド(当該出資馬)に係る資産評価に関する事項

前記「18. 会員への運用状況の報告の方法、頻度及び時期」を参照して下さい。

20 計算期間に係る競走用馬ファンド(当該出資馬)の貸借対照表及び損益計算書の書類に関する公認会計士又は監査法人の監査を受ける予定の有無

当該出資馬に関する貸借対照表及び損益計算書の書類について公認会計士または監査法人の監査を受ける予定はありません。

21 紛議について

当該商品投資受益権に関する訴訟について管轄権を有する裁判所の名称及び住所は以下の通りです。

東京地方裁判所

〒100-8920 東京都千代田区霞が関1-1-4

東京簡易裁判所

〒100-8971 東京都千代田区霞が関1-1-2

また、愛馬会法人が加入する一般社団法人第二種金融商品取引業協会が委託する、苦情処理措置及び紛争解決措置についての委託先の名称及び住所は以下の通りです。

特定非営利活動法人

証券・金融商品あっせん相談センター

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-1-1 第2証券会館

22 商品投資契約に係る法令等の概要

匿名組合契約は、商法535条から同法542条に規定されている匿名組合契約であって、匿名組合員となる出資

者が営業者の営業のために出資し、その営業から生じる利益の分配を受ける契約です。匿名組合においては全ての営業が営業者の名前で行われるため、その営業のため取得された資産は全て営業者の所有に帰し、匿名組合員となる出資者は第三者に対して権利義務が生じませんが、自己の出資金、匿名組合契約に基づく出資義務及びそれより得られた利益を限度に責任を負担します。

また、会員に対し交付する書面、不当な勧誘等の禁止等の行為については、金融商品取引法第38条及び第40条など、金融商品取引法の規定に基づいて行為規制を受けております。なお、馬主登録、競走用馬としての登録及び抹消については、競馬法(昭和23年法律第158号)の規定に基づいて規制を受けております。

23 愛馬会法人の本店において事業報告書を縦覧できる旨

前述「13. (2) 事業報告書の縦覧について」記載のとおり、顧客は事業報告書を縦覧することができます。

24 賞品売却分配金の算出方法について

クラブ法人が馬主としてJRA及び地方競馬主催者から取得した10万円(消費税込み)を超える純金メダル、金製品、宝飾品等のいわゆるJRA賞品(NARの管轄する地方競馬主催の場合を含む。以下「賞品」という)については、当該出資馬の出資会員の内の希望者に売却する方法等により換価して利益金となり、出資会員に分配します。

ただし、10万円以下(消費税込み)の比較的低価な賞品の交付を受けた場合や冠スポンサー提供のいわゆる寄贈賞品のほか、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状、及び優勝DVD等については、受領権はクラブ法人にあり、会員に受領権はありません。

〈賞品購入等の取り決め事項〉

a 愛馬会法人は、「賞品」について、受賞馬の出資者(通常会員に限り、スターズファンド会員は対象外となる)から購入者1名を募り、売却します。売却代金は、愛馬会法人の事務手数料22,000円(消費税込み)及び当該売却代金に係る消費税を控除したうえで、計算期間終了後の翌年3月末日に出資会員(通常会員に限られない)あてに分配します。購入希望者が複数の場合、所定の日時に抽選により購入者1名を決定します。尚、この分配の適用除外については、前述「16. (3)」と同様の扱いとなります。

b 購入価格は、純金メダル及び金製品については、宝飾品等の専門業者の提示する市中価格が基準となり、購入希望者が現れない場合は専門業者に売却して換価します。なお、市中時価相当額が、JRA 購入価格の6割に満たない場合は、例外的にJRA 購入価格の6割をもって購入価格とします。また、金製品以外の宝飾品等については、JRA 購入価格で購入者を募りますが、この価格で希望者がいない場合は、5割、4割、3割、2割、1割の選択制にて再度購入者を募り、最高額提示者を購入者として決定します。この段階においても購入希望者のいない場合は、やむを得ないこととして、愛馬会法人は生産牧場（提供）牧場にJRA 購入価格の1割にて換価します。なお、重賞競走のカップ等について、生産（提供）牧場から買い取り申し出のあった場合は、これを最優先の売却先として市中時価（金製品以外の宝飾品等についてはJRA 等購入価格の6割）にて売却することがあります。

c 一般競走の優勝賞品（純金メダル）は、1月～5月の期間、JRA より送付されないことが通例となっていますので、送付され次第ご案内します。また、競走の主催者がJRA と異なる賞品取扱いを行う場合についても、これまでご説明の趣旨にそって事務取扱をいたします。なお、当該出資馬が1月～5月に引退し、運用終了精算までに賞品の到着及び会員への売却が不可能な場合は、JRA 購入価格をもって売却代金とし、愛馬会法人の事務手数料22,000円（消費税込み）及び当該売却代金に係る消費税を控除したうえ、出資会員あて分配します。

25 当該出資馬の海外遠征

当該出資馬を海外における競走に出走させる場合には、その出否を当該出資馬の所有権があるクラブ法人が決定し、愛馬会法人は会員に対してその旨を通知します。

出資馬の海外遠征に際して生じた、輸送費、検疫・輸送の帯同人件費、登録料、海上保険等の経費については、やむなく出走を直前に取消した場合を含め、当該出資馬の競走成績に関わりなく、海外遠征出資金として、会員に負担義務があります（「5.（3）海外遠征出資金」記載のとおり）。賞金等については、他の獲得賞金と同様に、本規約に従い処理され、分配されることになります。

海外遠征では、クラブ法人への賞金等の入金時期が遠

征先の事情により異なり、また、遠征費用のすべてを把握するのに時間を要することから、愛馬会法人は、収入費用が確定し次第、分配・追加出資（※前述「5.（3）海外遠征出資金」参照）等の事務作業を行います。

海外遠征に伴う賞品（当該競馬主催者等からの寄贈賞品、参加賞、盾、優勝馬のレイ、賞状等を含む）については、クラブ法人に受領権があり、会員に受領権はありません（賞品売却金分配はJRA 及びNAR の管轄する競馬主催者からの優勝賞品についてのみ適用される）。

海外遠征の場合の進上金の取扱いについては、控除率など遠征先の控除規定を優先しますが、この控除規定において本邦規定の調教師・騎手・厩務員が対象となっていない場合、または著しく扱いが異なる等の場合、適宜本邦規定等を準用する場合のあることを会員は了承するものとします。また、騎手の騎乗依頼にあたっては、別途報酬の定めを交わすなどの場合があります。JRA 交付の褒賞金を受ける場合については、これを進上金の対象とします。

26 地方入厩予定馬及び中央入厩予定馬の地方転籍について

（1）地方入厩予定馬と中央入厩予定馬

地方入厩予定馬は、地方競馬に競走馬登録して、主に地方競馬の競走に出走させます。中央入厩予定馬は、中央競馬に競走馬登録して、主に中央競馬の競走に出走させます。ただし、地方入厩予定馬が中央競馬の競走に出走する場合があります（※本条で後述する（2）参照）、また、中央入厩予定馬が地方競馬の競走に出走する場合があります（※本条で後述する（3）参照）。

会員は、出資馬がJRA・NAR のいずれに競走馬登録された場合においても、匿名組合契約が終了するまでの間、本書面に定める権利義務にしたがって、維持費出資金等の追加出資金納入等を行い、また、賞金等の分配を受けます。

（2）地方入厩予定馬の中央競馬の競走への出走について

地方入厩予定馬は、地方競馬における認定競走または指定競走に優勝することによって3歳の年度末までに限り、JRA の主催する特別指定競走への出走資格が与えられます。この制度を利用して、地方入厩予定馬が中央競馬の競走に参戦する場合があります。

その他、認定競走優勝の有無及び馬齢に関わらず、JRA の主催する指定競走などに、地方入厩予定馬が出走する場合があります。また、地方入厩予定馬が中央

競馬に競走馬登録を行い、NAR 所属から JRA 所属へと転籍する場合があります。なお、賞金体系等については、主催者（各地方競馬場）ごとに別途定められており、各主催者の定める内容に従います。馬体状況その他の事情により、地方競馬でデビューした出資馬が、その後 JRA の競走馬登録を 1 度も行わない場合があります。

(3) 中央入厩予定馬の地方転籍とその判断

① JRA にて運用されていた中央入厩予定馬が地方に転籍する場合について

JRA にて運用されていた中央入厩予定馬は、地方に転籍して運用を継続する場合があります。

より多くの収益を期待して地方競馬に転厩させるほか、JRA の再登録の利用を目的とする場合があります。

② 引退・運用終了の判断とその後の地方競馬への出走について

JRA の競走馬登録を抹消する、あるいは JRA に競走馬登録を行わないことをもって、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断については、当該出資馬の運用継続による採算性等を考慮してクラブ法人が行います。したがって、当該出資馬が未勝利馬の場合において、地方への転籍は必ずしも行われるものではありません。また、地方競馬に転籍後、地方競馬にて運用中に、引退・運用終了、匿名組合契約終了とする判断をとる場合がありますので、JRA の再登録は必ずしも行われるものではありません。

また、愛馬会法人と会員との間の当該出資馬の匿名組合契約が終了する際、当該出資馬が譲渡されることがありますが、当該譲渡によりあらたに当該競走馬の所有権を取得した第三者もしくは営業者（クラブ法人、愛馬会法人）に関わりのある馬主登録者が、当該競走馬を地方競馬の競走に出走させることのあることを当該出資馬の会員は了承するものとします。クラブ法人は、係る匿名組合契約終了とする判断について、出資会員の利益を最優先に誠実に行うものとします（ただし、その判断の結果責任を負うものではありません）。

27 種牡馬となる場合について

(1) 繋養先並びに売却価格等の決定について

当該出資馬を種牡馬として供用する判断及び、その繋養先、売却価格（無償で寄贈する場合があります）

等は、クラブ法人が決定します。また、売却する方法でなく、次項（2）に掲げる種牡馬賃貸契約を締結する方法を採る場合があります。この場合、当該出資馬の所有権はクラブ法人から愛馬会法人に返還されたうえ、これら諸事項は愛馬会法人が決定することとなります。繋養先については、種付業務全般に関わる実績等を考慮のうえ適宜判断します。売却価格については、競走成績、血統背景、売買実例、景気動向等による需要予測をもとに判断し、売却する方法でなく、種牡馬賃貸契約を締結する方法を採る場合があります。

なお、売却代金（種牡馬賃貸契約による純利益金の場合を含む）については、その 60% が会員に対する獲得賞金等分配対象額となります。（「13.（6）③ iii の a」に記載する「当該出資馬の売却代金の算出」及び「14.（2）」に記載する「営業者の報酬」を参照）。

(2) 種牡馬賃貸契約の概要について

種牡馬賃貸契約の契約内容については、個々によって一部異なる場合がありますが、概ね次の形式となります。

クラブ法人が競走馬登録を抹消した当該出資馬の所有権は、愛馬会法人に返還されます。愛馬会法人は、契約開始から複数年（最長 5 年）にわたり当該出資馬を賃貸します。得られた賃貸収入から繋養経費（預託料、保険料、種牡馬登録料等）を除いた純利益金（消費税控除後）のうち 60% が会員に対する獲得賞金等分配対象額となります（「13.（6）③ iii の a」に記載する「当該出資馬の売却代金の算出」及び「14.（2）②」に記載する「営業者の報酬」を参照）。愛馬会法人は、獲得賞金等分配対象額のうちから匿名組合契約に関わる源泉徴収所得税（20.42%）を控除のうえ、各年度の種付シーズン終了後に出資口数に応じて会員あてに分配します。導入初年度に受胎率保険に加入するほか、その後の傷害や疾病による当該年度の種付頭数減少、受胎率の低下及び種付不能など不測の事態については、一部の免責事項を除いて保険により補填される仕組みを採用しており、予定した賃貸収入が会員に分配される内容が基本となります。賃貸期間終了後は、残存簿価相当額（残存簿価が 10 万円以下の場合は 10 万円とします）で繋養先に譲渡されます。

28 個人情報取扱い及び利用目的の特定（プライバシーポリシー）について

愛馬会法人は、会員と商品投資契約をするにあたって

取得した個人情報については、取り扱う個人情報に関する情報の漏えい、滅失またはき損の防止等を図るため、個人情報に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱を委託する場合にはその委託先を監督するとともに、以下に掲げる利用目的の範囲内で取扱いを致します。ただし、法令に基づく場合、又は人の生命、身体又は財産の保護等のために必要がある場合には、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合がありますのでご了承下さい。なお、利用目的を変更した場合には、変更された利用目的を書面またはインターネットのホームページでお知らせ致します。

- ①当該出資馬の状況や各種お問合せ、お支払またはご請求金額、募集馬のご案内などの各種通知等に係ること
- ②広告、イベント、優勝写真等ご案内物につき愛馬会法人が預かって送付すること
- ③牧場見学の来場に際し、牧場が必要として愛馬会法人に提供を求めた氏名、年齢、性別、出資状況、来場履歴等の情報を提供すること
(※なお、会員からの求めがあれば直ちに、当該会員分の個人情報の提供を停止致しますが、牧場見学に参加することはできませんのでご了承願います。)
- ④愛馬会法人が個人情報（氏名、生年月日、性別、住所・居所、電話番号、職業、指定金融機関の口座番号、出資状況等）を保有するため、電子情報処理組織を使用する方法等により情報を最新かつ正確に保つようつとめること
- ⑤マイナンバーは、愛馬会法人の行う会員の所得税源泉徴収についての官公庁への届出事務に限って使用すること

29 運用業者に関する次に掲げる事項

(1) 定款上の事業目的

前述「1 クラブ法人及び愛馬会法人」を参照してください。

(2) 設立経緯

競走用馬ファンド事業に際して、愛馬会法人から競走用馬の現物出資を受け、当該競走用馬の運用を行うためにクラブ法人を設立しております。

(3) 商号の変更

該当する事項はございません。

(4) 運用業者の役員の変更についての監督官庁及び株主等による承認の要否

クラブ法人及び愛馬会法人の役員の変更については

株主総会決議事項となります。

(5) 主要な出資又は拠出の状況

前述「1 クラブ法人及び愛馬会法人」を参照してください。

(6) 訴訟事件その他の重要事項

該当する事項はございません。

